

2014 年度、制度・政策要求に対する道の回答

要求項目	回 答
<p>1. 連帯経済を促進する協同組合の促進・支援</p>	<p>■ 環境生活部、経済部、農政部、水産林務部</p>
<p>(1) 北海道としての協同組合の支援強化 国連は2012年を「国際協同組合年」と定め、「協同組合は経済・社会の発展への人々の参加を最大限に促し、経済・社会の発展の主要素である」として、各国政府に協同組合の育成・促進を求めていることから、協同組合の社会的役割・価値を高めていくための施策をすすめるとともに、協同組合支援を強化すること。また協同組合の政策的位置を高めるように国に働きかけること。</p> <p>(2) 北海道における協同組合の育成・発展に向けた地域住民への周知・啓発 広く道民へ向けて協同組合の歴史・役割等を周知・啓発するとともに、協同組合の育成・発展のための研修会等を開催すること。</p> <p>(3) 北海道における統一的な窓口設置、連絡協議会等の開催 協同組合に関する統一的な窓口を設置するとともに、協同組合の支援強化等に関する連絡協議会等を開催すること。</p>	<p>○ 協同組合は、一定の地域や関係業種における人と人とのつながりにより共に助け合い、共に知恵を出し合って運営することを本旨としており、農業協同組合法、水産業協同組合法、森林組合法、消費生活協同組合法などの各個別法の規定に基づき設立されております。</p> <p>○ 国際協同組合年や国内各地で自発的な行事が開催されたことは承知しております。</p> <p>道では、各所管課が、設立認可や指導監督などを通じて個別に関係の協同組合等と係わりを持ちながら、育成・発展に努めているところです。</p>

	■ 経済部雇用労政課
(4) 地域における就労創出と住民自治を促進する「協同労働の協同組合」の育成・支援 社会的に排除された人々の就労を通じた社会参加を促進する担い手として、「協同労働の協同組合」や社会的企業の果たす役割を重視し、その育成・支援を充実させるとともに、コミュニティにおける就労と事業化を促進するための政策を推進すること。	○ 「協同労働の協同組合」については、法的枠組みが整備されておらず、その内容が明らかになっていないため、国などの動向の把握に努めてまいりたいと考えております。
	■ 環境生活部道民生活課
(5) 連帯経済を支える非営利・協同組織と自治体・行政との協働関係の充実 行政と非営利・協同組織との関係をコスト削減や下請型の業務委託ではなく、連帯経済を促進する主体として、目的や基準(公正労働基準)を明確にした対等なパートナーシップに基づく協働の関係へ再編成すること。そのため、地域福祉の向上と住民自治の促進を図るため、指定管理者制度等の公共サービスを支える政策・制度を総合的に見直し充実させること。	○ 道では、NPO への業務委託が適当な事務事業については、NPO への業務委託推進方針に基づき、積極的に業務委託を推進しており、発注にあたっては、業務内容の明確化を図るとともに、前金払制度及び概算払制度の活用による業務の円滑な執行を確保するように努めています。
要求項目	回 答
2. 東日本大震災の被災者支援と復興・再生	■ 総合政策部地域づくり支援局地域政策課
(1) 被災者・避難者への生活支援 被災地から北海道内に避難している方々への支援策を一層強化するとともに、以下の取り組みを進めること。	○ 道においては、東日本大震災により道内に避難されている方々へのサポートとして、生活全般に係る各種相談にワンストップで対応できるよう、本庁及び各振興局に総合相談窓口を設置して個別相談にも対応するとともに、公営住宅の提供や道内での就労支援等にも取り組んできたところです。

<p>① 地域ごとに被災者・避難者の生活、住居、就労、医療・教育・福祉等に関する極め細やかな情報提供や総合相談の体制を整備すること。</p>	<p>○ また、避難生活に役立つ生活情報や就職情報に加え、被災地の復興に関する情報なども盛り込んだ情報誌を毎月各避難世帯に郵送でお届けしているところです。</p> <p>○ 道としても、今後とも、避難生活における不安の解消に努め、将来に向けて希望を持って生活をしていただけるよう、避難された方々の状況に応じたきめ細やかな支援に努めてまいりたいと考えております。</p>
	<p>■ 教育庁学校教育局高校教育課</p>
<p>② 経済的な理由で就学の機会が奪われることがないよう、学費・入学金・給食費等の減免や、無償給付型や地域特別枠を含む公的奨学金制度の拡充をはかること。</p>	<p>○ 道教委では、東日本大震災により被害を受けたことにより、被災地から道立高等学校に入学等をした生徒に対し、入学検定料、入学料、授業料及び寄宿舎使用料等の免除を行っています。</p> <p>○ また、道教委では、これまでも、高校生等が経済的な理由により就学の機会が損なわれることのないよう、奨学金制度の充実に努めてきたところであり、今年度からは、高校生等の授業料以外の教育費負担を軽減するため、国の補助事業を活用した、返済を必要としない給付型奨学金制度を新たに創設したところです。</p> <p>今後とも奨学金がより有効に活用されるよう、一層の周知を図るとともに、国庫補助単価の引き上げなど、制度の拡充について国に要望してまいりたいと考えております。</p>
<p>要求項目</p>	<p>回 答</p>
<p>3. 格差・貧困社会の是正、セーフティネットの強化</p>	<p>■ 保健福祉部障がい者保健福祉課</p>
<p>(1)「孤立」から「支え合い」の社会へ</p> <p>① 総合自殺対策大綱に掲げられた地方自治体の役割である、地域における各主体の緊密な連携・協働に努めるとともに、自殺対策推進体制（自殺対策推進本部、自殺対策連絡協議会等）の整備・充実に努める。また、自死やメンタルヘルス問題への</p>	<p>○ 北海道では、平成25年3月に第2期北海道自殺対策行動計画を策定したところであり、計画の推進に当たっては、保健・医療・福祉や教育、司法、労働等に関する機関・団体、大学・研究機関、警察等からなる「北海道自殺対策連絡会議」を開催し、民間等と連携した施策の総合的な展開に向けた協議や各施策の検証・評価等を行い、各施策の着実な推進を図っています。</p> <p>○ また、各地域においては、保健所ごとに設置している「自</p>

<p>偏見を取り除くべくため、啓発・教育活動に取り組むこと。</p>	<p>自殺対策地域連絡会議」の開催等を通じて市町村、関係機関、団体等が連携を図り、地域の状況に応じた自殺対策を推進しているところでは、</p> <p>○ 自殺のサインの気付きや適切な対処方法等の理解の促進のため、「自殺予防週間」や「自殺対策強化月間」を中心に、ポスターなどの各種広報資材を活用した啓発を行うほか、うつ病等に関するパンフレットの作成・配付、パネル展の開催などによりメンタルヘルス問題に関する正しい知識の普及啓発に努めているところでは、</p>
	<p style="text-align: center;">■ 保健福祉部福祉援護課</p>
<p>② 地域における餓死・孤独死等の発生防止に向け、適切な相談機関につなげることができるよう、行政、支援団体、専門家、電気・ガス・水道等のライフライン関係者等による幅広い連携・協力体制を構築する。</p>	<p>○ 道においては、高齢者や障害のある方など、福祉的な支援を必要とする方々が地域から孤立することのないよう、市町村や社会福祉協議会など関係機関、団体はもとより、町内会、民生委員、老人クラブなどによる支援が重層的に提供される地域づくりを支援してきているところでは、</p> <p>○ 平成 24 年 12 月には、市町村での見守り体制の充実・強化などを支援するため、「要援護者を地域で支える関係機関連携マニュアル」を作成するとともに、地域での活動が一層推進されるよう、北海道警察本部、北海道市長会、北海道町村会、福祉関係団体等のほか、電気・ガス等のライフライン事業者や日本郵便株式会社、新聞社、不動産業関係団体などの民間事業者で構成する「地域での見守り活動連携会議」を開催し、参加者それぞれが、積極的に活動しながら高齢者や障害のある方などを地域で支えるための見守り体制の構築を目指した「共同宣言」を行ったところでは、</p> <p>○ 道としては、引き続き、「地域での見守り活動連携会議」や各振興局ごとに設置する「連携連絡会議」を活用することなどにより、孤立死の未然防止に向けて、民間事業者や地域の方々と行政が一体となって、安心して暮らすことのできる体制づくりを進めることとしております。</p>

	<p>■ 保健福祉部福祉援護課</p>
<p>(2) ナショナルミニマムの確保と生活の底上げ</p> <p>① 生活保護制度における生活扶助基準の大幅引き下げは、同基準に準拠する諸制度、すなわち準要保護者に対する就学援助制度における学用品費等の支給をはじめ、奨学金事業や高校授業料減免等の地方単独事業も含め、地域住民の生活に影響を及ぼさないように引き続き取り組むこと。</p> <p>また、関係市町村への同趣旨の協力要請を行うこと。</p>	<p>○ 生活保護水準の見直しに伴い、その基準を参照し、対象者を設定している社会保障分野や税分野などの制度については影響を受けることから、国では、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないようにすることを基本的な考え方とする対応方針を示しており、道としても、この対応方針の趣旨を踏まえた適切な対応等について、庁内関係部、道教委及び市町村に対して、周知徹底を図っているところです。</p>
	<p>■ 経済部雇用労政課</p>
<p>② 北海道として、公的機関が民間企業などへ委託・発注する全ての事業において、適正な労働条件とサービスの質を確保するため、低価格入札に拘束された発注、不当な人件費や人員の削減、不安定雇用、下請け業者へのしわ寄せを排除する公契約条例を制定する。</p>	<p>○ 道では、労働条件については、法定労働条件の範囲内で、個々の労使当事者間で自主的に取り決められるべきと考えていることなどから、公契約に係る新たな条例制定は行わず、受注者への要請などにより、労働条件の確保に努めてきました。</p> <p>○ 公契約条例を制定済みの自治体においては、履行確認の実施体制の確保や、対象契約の見直しなどについて検討されており、今後、これらの対処方法などが整理されるものと考えています。</p> <p>○ 今後とも、道が発注する業務委託等に従事する労働者の賃金など、労働条件の確保を図る観点から、契約締結時に受注企業に対し、適正な賃金の支払い等を要請するとともに、国と連携して関係法令や各種支援制度の周知を図るなど、労働者が安心して働けるよう企業における職場環境づくりに取り組んでまいります。</p>

	<p>■ 保健福祉部高齢者保健福祉課</p>
<p>③ 認知症対策を政府全体でとりくむため「認知症対策基本法」を制定するように働きかけること。</p>	<p>○ 国においては、平成7年に制定された高齢社会対策基本法に基づき、認知症対策を含めた高齢化社会対策全般を審議するため、内閣総理大臣を会長とし、全閣僚が委員となる「高齢社会対策会議」を設置する体制整備が行われているところであります。</p> <p>○ また、平成25年9月には、内閣府と厚生労働省が中心となり、警察庁や消費者庁、国土交通省など関係11省庁による「認知症高齢者等にやさしい地域づくりに係る関係省庁連絡会議」が設置され、医療や介護だけでなく、消費者保護や交通機関の整備、権利擁護など認知症対策について、各省庁が連携して推進する体制づくりが図られたところであります。</p> <p>○ 道としては、こうした国の動向などを注視しつつ、関係団体などの意見も伺いながら対応してまいりたいと考えております。</p> <p>(参考)</p> <p>○ 厚生労働省では、社会問題となっている認知症高齢者等の行方不明や身元不明について、関係省庁と調整しながら対応することとしております。</p> <p>○ このほか、国会議員有志による認知症基本法制定を目指す動きや、日本精神科病院協会が、厚生労働省に対し認知症対策基本法制定に関する要望書を提出するなど、さまざまな動きが行われていると承知しております。</p>
<p>④ 社会問題となりつつある高齢低所得単身女性の課題に対し、地域の実態調査と施策立案など体系的な施策を検討・実施すること。</p>	<p>○ 道としては、公的年金制度が将来的に持続可能で、高齢の単身者の方々など、国民が安心して暮らすことが出来る制度となるよう、適切な措置を講じる必要があるため、国に対し、「安心できる公的年金制度の確立」について要望しているところであります。</p>
	<p>■ 保健福祉部福祉援護課</p>
<p>(3) セーフティネットの一環として、福祉灯油の充実を図ること。 灯油価格が現在100円/ℓを超え</p>	<p>○ 道では、これまで、市町村が低所得の高齢世帯などを対象に行う灯油を含めた燃料費など冬期間の増嵩経費への支援事業に対し、「地域づくり総合交付金」の活用により助成を行っ</p>

<p>る状況の中で、一戸建て住宅の年間の消費金額は10年前と比較し、約7万5千円増額しており、年金生活者・低所得者には重い負担となっていることから、速やかに以下の対応をとること。</p> <p>①国に対して、交付金の支給と増額を要求すること。</p> <p>②道内の自治体では、福祉灯油未実施自治体があることから、制度化促進に向け取り組むこと。</p> <p>③支給金額が一冬1,550円から4万円(2013年コープさっぽろ調査)と大きな格差があることから、セーフティネットとして機能するように、実態調査を行うとともに、補助金を増額すること。</p>	<p>ているところです。</p> <p>○ 今般、灯油価格が高止まりしている状況に加え、今月からは電気料金の値上げも実施されたことから、低所得世帯の負担軽減を図るため、今年度の交付基準額を1.5倍に引き上げるとともに、交付下限額を撤廃し、より多くの市町村において、福祉灯油事業が実施されるように制度見直しを行ったところ です。</p> <p>○ また、国に対しては、10月21日に引き続き、11月10日及び11月18日に、低所得の高齢世帯や障害者世帯等の経済的な負担軽減を図るため、灯油購入等の経費に対し助成するなど、必要な措置を講ずるように要望を行ったところ です。</p> <p>○ 市町村における福祉灯油事業に係る実態調査については、先に調査を実施したところであり、別紙のとおり調査結果を取りまとめたところです。</p>
<p>(4)人間としての尊厳が保障され、利用しやすい生活保護制度への改善</p> <p>① 新たな生活困窮者支援など業務拡大・高度化を踏まえ、福祉事務所におけるケースワーカーを増員するとともに、職員の専門性を高める措置を講じること。</p>	<p>○ 生活保護のケースワーカー数は、社会福祉法により、道が設置する福祉事務所にあつては被保護世帯数65につき1人、市が設置する福祉事務所にあつては被保護世帯数80につき1人を標準として定められているところです。</p> <p>○ 道では、今後とも生活保護世帯数の動向を踏まえながらケースワーカーの適正な配置に努めるとともに、各市福祉事務所に対し、道が行う生活保護法施行事務監査等を通じて、必要なケースワーカー数の確保など生活保護実施体制の充実について指導してまいります。</p> <p>○ また、これまで、道では、ケースワーカーや査察指導員など生活保護関係職員の資質向上を図るため、経験年数の少ないケースワーカーを対象とした「全道福祉事務所生活保護現業員研修会」や「全道生活保護新任査察指導員研修会」、ブロック別「生活保護関係研究協議会」を実施するほか、国の研修会への参加促進を図ってきたところであり、今後とも、こうした研修会等の充実により、ケースワーカー等生活保護関係職員の資質向上に努めてまいります。</p>

<p>② 生活保護の実施機関である地方自治体は、申請権(保護請求権)や受給権を侵害する違法な運用(いわゆる水際作戦)を行わず、窓口での申請抑制制度や扶養強制を招かないよう、生活保護法の本来の趣旨に添った運用を再度徹底すること。</p>	<p>○ 生活保護の相談時においては、相談者の申請権を侵害しないことはもとより、そうしたことが疑われるような行為は厳に慎むべきで、相談者の状況を十分把握するとともに、申請意思を確認し、その意思が確認された場合には、速やかに申請手続きについての助言を行うなど、懇切丁寧な対応を行うことが必要であると考えています。</p> <p>○ また、民法に定める扶養義務者による扶養は、生活保護法第4条で規程されているとおり、保護に優先するものでありますが、その有無については保護の要件となっていないため、行政として、家族や扶養といった問題に立ち入ることは慎重の上にも慎重を期すべきものであると考えています。</p> <p>○ 道としては、こうした趣旨を踏まえ、各福祉事務所に対し、生活保護法施行事務監査を通じるなどして指導を行っており、今後とも、指導を徹底して参りたいと考えています。</p>
<p>③ 生活保護の実施期間である地方自治体は、生活保護を必要とする人の申請権の行使と受給が可能となるよう、地域住民への制度周知や実施機関での申請書類常備等、地域住民のアクセスと運営体制のさらなる改善・充実を図る。</p>	<p>○ 道では、生活保護申請権の重要性を鑑み、面接相談時においては、相談者の申請権を侵害しないことはもとより、そうしたことが疑われるような行為は、厳に慎むことが大切であり、相談者の状況を十分把握した上で、生活保護制度の仕組みを説明するとともに、申請意思を確認し、その意思が確認された場合には、速やかに申請手続きについての助言を行うなど、相談内容に応じた懇切丁寧な対応を行うよう、生活保護法施行事務監査などを通じ、福祉事務所に対して、指導しているところです。</p> <p>○ また、道のホームページには、生活保護制度の説明や全道各地の福祉事務所の住所、電話番号等を掲載するなど、制度の周知等に努めており、今後もこうした取組の徹底を図ることとしています。</p>
<p>(5) 新たな生活困窮者支援制度に向けた体制整備 生活困窮者自立支援法の成立を受け、2015年度からの制度の本格実施に向け、地域住民の生活実態に照らして対応すべき以下の課題について、早期に検討・実施すること</p>	<p>○ 国は、来年4月から施行される生活困窮者自立支援制度による支援を試行的に展開し、課題等の抽出・検討を行うため、平成25年度から「生活困窮者自立促進支援モデル事業」を実施しており、道としても、このモデル事業に取り組むなど、本制度の円滑な実施に向けた準備を進めているところです。</p> <p>○ 本制度の趣旨である、生活困窮者への「包括的・個別的支</p>

<p>と。</p> <p>①生活困窮者の生活・就労を包括的に・伴走的に相談・支援する制度を確立し、実施体制を構築すること。</p> <p>②実施にあたっては、生活困窮者や複合的な問題を抱えた人たちに対して「社会のつながりの再構築」をめざすという基本的な視点や、「包括的かつ個別的な支援」、「早期からの継続的な支援」といった本来の趣旨・理念の徹底を図ること。</p> <p>③福祉分野にとどまらず、部局横断的、総合的に取り組む体制や官民協同の幅広いネットワークを構築すること。</p> <p>④支援員等の人材養成については、労働相談にも対応できるような研修を組み込むこと。</p> <p>⑤新たな困窮者支援制度の実施にあたっては、生活保護が必要な方は生活保護制度につなぐ仕組みを構築し、いわゆる水際作戦とならないように指導を徹底すること。</p> <p>⑥各振興局に制度の着実な構築と適切な運用を行うよう指導徹底と図ること。</p> <p>⑦各市町村への情報提供・調整を行う等支援すること。</p> <p>⑧制度の運用を通じて、貧困を生み出す社会的背景や政策課題を明らかにさせ、生活困窮者を生み出さない政策・制度の改善にフィードバックすること。</p>	<p>援」や、「早期的・継続的な支援」を行うためには、行政の各種の相談窓口のほか、地域のインフォーマルサービスを含めた様々な関係機関との連携が重要であり、庁外の関係機関や庁内の関係部局との連携体制の構築を図るとともに、モデル事業で相談支援を実施する中で、生活保護が必要と考えられる方は保護申請の窓口につなぐなど、生活保護制度の適正な連携にも努めているところです。</p> <p>○ 支援員の人材養成については、国においてカリキュラムを定めて実施しており、多様な課題を有する生活困窮者へ包括的な支援を適切に行うことができるよう、人材育成に努めているところです。</p> <p>○ 振興局や、道とともに制度の実施主体となる市に対しては、連絡会議等により必要な情報提供等を行うほか、町村には道事業への協力を依頼しており、来年4月の法施行に向け、全道での実施体制の構築に取り組んでいるところです。</p>
	<p>■ 教育庁学校教育局高校教育課</p>
<p>(6) 経済的理由で夢を断念させない ～教育・人材育成での機会均等</p>	<p>○ 道教委では、高校生等が経済的理由により就学の機会が損なわれることのないよう、公益財団法人北海道高等学校奨学</p>

<p>① 経済的理由によって就学が困難な者の就学に向けた相談窓口を拡充すること。</p> <p>また、奨学金利用・返還に関する指導・説明等の中で奨学金利用希望者に将来の返済計画も含めた丁寧な説明を実施するよう、各市町村教育委員会、高校を指導すること。</p>	<p>会を実施主体として、公立高等学校奨学資金貸付事業を実施しております。</p> <p>○ 奨学会では、毎年度、高校の奨学金事務担当者を対象に説明会実施していることから、その説明会の中で、貸付希望者に説明を行う際には、将来の返済計画も含め丁寧に説明するよう、働きかけて参りたいと考えています。</p>
	<p>■ 教育庁学校教育局高校教育課・総務部法人局学事課</p>
<p>②国に対し、現行の日本学生支援機構の奨学金制度の改善として以下の要請を実施すること。</p> <p>i) 第1種奨学金（無利息）の枠拡大と、給付型を新設すること。</p> <p>ii) 「有利子貸与制度は、その補完措置として、財政が好転した場合は廃止を含め検討する」とした1984年国会付帯決議を履行すること。</p> <p>iii) 保証料を引き下げるとともに、保証料納付は返済開始と同時とし、現行の奨学金からの引去りは行わないよう、制度を改善すること。また、返済金の充当順位を元本、利子、延滞金に変更するとともに、返済制度のありかたを検討すること。</p> <p>iv) 利用者や保護者に対し、繰上げ完済・返済の軽減措置・返済期間の猶予等、返済制度の内容の周知・徹底を図ること。</p> <p>v) 返済期限猶予制度に年収基準を導入すること。</p> <p>vi) 日本学生支援機構の相談窓口を充実すること(現在は道内1か所)</p> <p>③ 有利子の奨学金についての利子補給制度創設を検討すること。</p>	<p>○ 道及び道教委では、国に対し、高校卒業後、大学等に進学した生徒に対する日本学生支援機構の奨学金について、貸付条件の緩和及び枠の拡大を図るなど、制度の充実が必要である旨の要望を行っているところであり、今後とも、大学等に進学した生徒が経済的な理由により就学が困難とならないよう、制度の充実について、国に対して要望してまいります。</p> <p>○ また、国の平成27年度概算要求において、無利子奨学金の貸与人員の増員や、返済月額が卒業後の所得に連動する「所得連動返済型奨学金制度」の導入、有利子奨学金の利子負担に係る利子補給金の措置等、奨学金制度の改善が検討されていることから、国の動きを注視してまいりたいと考えております。</p>

	■ 経済部雇用労政課
<p>(7)「勤労者福祉資金融資制度の充実。 融資対象者に非正規労働者が加えられた「勤労者福祉融資制度」の周知を図るとともに、対象者に公務、公共サービスにおける非正規労働者を加えること。</p>	<p>○ 勤労者福祉資金は、中小企業の従業員や季節労働者事業主の都合により離職を余儀なくされた方々の医療費や教育費など生活資金の融資を目的としております。</p> <p>○ 道では、これまで融資限度額の引き上げ、償還期間の延長、(一財)北海道勤労者信用基金協会の協力を得て保証料の免除や保証料率をゼロパーセントとするなど勤労者に対する負担の軽減を図ってきたところであり、本年度からは、新たに民間事業所等に勤める非正規労働者の方々を新たに融資対象に加えるとともに、ホームページやリーフレットなどにより周知を行っているところです。</p> <p>○ 今後とも、広く制度の周知に努める都ともに、雇用実態や経済状況、融資実行の実態把握に努め、制度内容について検討してまいります。</p>
要求項目	回 答
4.多重債務対策について	■ 環境生活部くらし安全局消費者安全課
<p>改正貸金業法の完全施行後の状況を踏まえ、次の課題について国等と連携し強化・創設をはかる。 (1) 貸金業者による脱法行為を厳しく監視できるよう、多重債務者対策協議会の充実を図ること。</p>	<p>○ 多重債務対策については、多重債務者対策協議会を通じ、先駆的な取組事例を参考にしながら、道警や弁護士会などと連携を図り、問題の解決に向けた対策の充実に努めています。</p>
<p>(2) 自治体に配置された消費生活相談員に対する十分な権限の付与と待遇の改善を図る。</p>	<p>○ 消費者安全法に基づき、道では道立消費生活センターに消費生活専門相談員等の資格を有する相談員を配置しており、市町村においては、有資格者又は同等の能力を有する者の配置に努めているところです。</p> <p>また、道では、道内市町村の消費者行政の充実・強化のため、「北海道消費者行政活性化基金」の活用などにより、市町村の相談体制の充実を支援してまいります。</p>

	<p>■ 経済部雇用労政課</p>
<p>(3) 民間非営利組織等(労金・生協・NPO等)を活用し、低所得者や債務整理後の借りられない人に対する個人向けセーフティネット貸付の創設・拡充、並びに支援策としての保証制度の確立をはかる。また、国に制度創設を働きかける。</p>	<p>○ 道においては、中小企業従業員のほかの季節労働者や事業主都合による離職者などの方々に、低利の融資を行う「勤労者福祉資金」制度を設けており、北海道労働金庫など道内に本店のある金融機関が取り扱っています。</p> <p>○ また、道は、同資金の融資に際し、(一財)北海道勤労者信用基金協会が保証した債務について、同協会が代位弁済をおこなうことによって生じる損失を補償しています。</p> <p>○ 道としては、これらの制度の活用が図られるよう、広報媒体の活用のほか、金融機関やハローワークなどにおいて利用者向けの資料を配付するなど、今後とも積極的な周知に努めてまいります。</p>
	<p>■ 環境生活部くらし安全局消費者安全課</p>
<p>(4)クレジットカードのショッピング枠の現金化を悪用した業者による、法定金利相当額を大幅に上回る高額な手数料問題について、対策を強化する。</p>	<p>○ 北海道では、道民に対する、クレジットカードショッピング枠の現金化などによる被害の未然防止に向けて、パンフレットや新聞広告、ラジオなどを活用した啓発を実施しており、さらには、被害者などから「貸金業苦情相談専用フリーダイヤル」などに寄せられる苦情相談に適切に対応しています。</p> <p>今後とも、道警や北海道財務局をはじめとした関係機関と緊密な連携を図り、被害防止につとめてまいります。</p>
<p>(5) 無価値な商品を担保として特例高金利で貸し付ける、いわゆる偽装質屋問題が顕在化しており、対策を強化する。</p>	<p>○ 北海道では、いわゆる偽装質屋などの新たな手口の未然防止に向けて、パンフレットや新聞広告、ラジオなどを活用した啓発を実施しており、被害者などから相談があった場合は、利用しない旨の注意喚起や所轄警察署などの窓口を案内しているところです。</p> <p>今後とも、偽装質屋に関する情報の把握に努め、道警などの関係機関と緊密な連携をとりながら、被害防止につとめてまいります。</p>

<p>(6)ヤミ金撲滅に向けて引き続き一層の取り組み強化をはかる。</p>	<p>○ 北海道では、道民に対するヤミ金被害の未然防止に向けてパンフレットや新聞広告、ラジオなどを活用した啓発を実施しており、また、相談があった場合は、利用しない旨の注意を喚起し、道警の相談を促すとともに、被害内容等を把握したうえで、道警に対して速やかに情報提供を行っています。</p> <p>今後とも、道警や北海道財務局など関係機関との一層の連携に努めてまいります。</p>
<p style="text-align: center;">要求項目</p>	<p style="text-align: center;">回 答</p>
<p style="text-align: center;">5.消費者行政の充実強化</p>	<p style="text-align: center;">■ 環境生活部くらし安全局消費者安全課</p>
<p>(1)地方消費者行政の充実・強化 北海道においても、消費者行政予算の確保、地方消費者行政に携わる人材の支援・育成、消費者相談体制の維持、強化と消費生活相談員の雇い止め問題への対策の実施、行政処分の執行体制の強化など、地方消費者行政の充実・強化をはかること。</p>	<p>○ 道では、地方消費者行政活性化基金等の活用による、相談員研修の実施など、地方消費生活相談体制の強化を支援してきたほか、相談員の雇い止めをすることのないよう喚起してきたところです。</p> <p>今後とも、道としては、計画的、継続的な地方消費者行政の活性化に必要な財源の確保に努めるなど、地方消費者行政の充実を図ってまいります。</p>
<p>(2) 悪質商法(6兆円の経済損失・GDPの1.2%)の根絶で、良質な事業・雇用の創出へ消費者被害に伴う経済的損失は6兆円とも推計(消費者庁公表値)されており、消費者のみならず善良な事業者や労働者も含めた国民全体の被害を防止する観点から、悪質商法の根絶、消費者行政の充実に責任をもって取り組むこと。</p>	<p>○ 悪質商法の根絶や消費者行政の充実については、国、市町村及び関係団体等と連携、協力し、取り組みを進めてまいります。</p>
<p>(3)消費者教育推進地域協議会の設置 消費者教育推進法で地方自治体の努力義務とされている「消費者教育地域推進会議」の設置について、労働者福祉関係者等を含む多様なステークホルダーの参加のもと設</p>	<p>○ 道では、消費者教育推進地域協議会を兼ねるものとして北海道消費生活審議会を位置付けました。北海道消費生活審議会には、北海道労働者福祉協議会の加盟団体であります北海道北海道生活協同組合連合会の理事が審議会委員となっており、現在、消費者教育推進計画を兼ねるものとして位置付けた北海道消費生活基本計画について、北海道消費者生活審議会に諮問し、審議をさせていただいているところです。</p>

<p>置き、実効性のある推進計画を策定すること。</p> <p>また、消費者教育の推進に関する施策を実施するため「地方消費者行政活性化基金」を活用し、消費者教育を推進する適格消費者団体を含めた消費者団体に財政上の措置を講じること。</p>	<p>また、消費者教育の推進に当たっては、「地方消費者行政活性化基金」を活用するなど、効果的な施策の推進に努めてまいります。</p>
<p>(4)特定適格消費者団体設立に対する支援</p> <p>消費者裁判手続き特例法が成立し、現在消費者庁では特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等の検討会が開かれており、北海道は消費者被害回復業務を担う特定適格消費者団体の認定が過度な監督・規制によることなく、地方にある適格消費者団体が特定適格消費者団体として担えるように働きかけを強めること。</p>	<p>○ 消費者庁では、平成26年5月から特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会を開催し、特定適格消費者団体の認定、監督に関する方針の在り方などについて検討をおこなっているものと承知しており、その議論を注視してまいりたいと考えています。</p>
<p style="text-align: center;">要求項目</p>	<p style="text-align: center;">回 答</p>
<p>6.中小企業勤労者の福祉格差の是正</p>	<p style="text-align: center;">■ 経済部雇用労政課</p>
<p>中小企業勤労者の福祉格差の是正に向けて、中小企業勤労者福祉サービスセンターが中退協・財形・福利共済・各種融資制度などに係る諸団体等を柱として、サービスセンターを中心にワンストップで対応できるサービスの提供をめざし自立と再生を果たすよう、広域化も含め積極的な役割を發揮し、関係市町村やサービスセンターへの支援・指導を強化するとともに、未設置エリアの解消に努めること。</p>	<p>○ 道では、勤労者の福利厚生 の 充 実 の た め に は、中 小 企 業 勤 労 者 福 祉 サ ー ビ ス セ ン タ ー や 市 町 村 勤 労 者 共 済 会 が 担 う 役 割 が 重 要 と 考 え て お り、(一社)全国中小企業勤労者福祉サービスセンターの事業に参加するとともに、道の広報やホームページなどを通じ、活動の周知・啓発に努めています。</p> <p>○ 今後とも、労働者が安心して働き続けることができるよう、関係機関と連携の上、周知・啓発などに努めてまいります。</p>

要求項目	回 答
7.暮らしの安全・安心の確保	■ 農政部 食品政策課
<p>(1) 食品の安全・安心の確保 (放射性物質に関する適切な情報提供の実施)</p> <p>道民に対し、放射性物質に関する適切な情報提供を実施し、原発事故による食品から内部被ばくの実態に関する情報について、現状を正しくわかりやすく積極的に伝える。</p>	<p>○ 道では、食の安全・安心に関する道の施策や道内の取り組みなどについて住民に広く周知するためポータルサイトを設置しており、放射性物質に関する情報についても放射線モニタリング総合サイトを通じて、正確な情報の提供に努めています。</p>
<p>(2) 北海道消費生活条例及び基本計画の見直しについて</p> <p>① 「灯油問題」を北海道消費生活条例及び基本計画の検討事項に位置づけ、消費生活条例第6章43条に位置づけられている「苦情処理委員会」において、現行灯油価格の妥当性を検証すること。</p>	<p>■ 環境生活部くらし安全局消費者安全課</p> <p>○ 北海道消費生活条例の改正については、『特定商取引法改正の趣旨に鑑み、条例全体において、事業者が消費者から物品を購入する全ての取引が対象であることを明らかにした』改正条例を平成26年10月14日に公布・施行しています。</p> <p>○ 北海道消費生活基本計画の改定については、平成26年6月に北海道消費生活審議会に諮問し、北海道消費生活審議会基本計画改定部会における審議により、高騰している他の品目もある中で、灯油価格に関してのみ特別な記載は行わないこととされたところです。</p> <p>○ 苦情処理委員会では、事業者と消費者との間における商品又は役務に関するトラブルについて、消費者センター等での解決が困難な消費者(個人)の苦情を取り扱うものであり、灯油価格の妥当性の検証は当該委員会の所掌事項ではありません。</p>
	■ 保健福祉部消費者安全課、経済部環境・エネルギー室
<p>② 北海道主催で「灯油問題の意見交換会」を定期的を開催することを灯油行政に位置づけること。</p>	<p>○ 道では、経済産業省北海道経済局との共催により、毎年11月に北海道地域灯油意見交換会を開催し、消費者、石油関連業界、行政等の関係者が一堂に会して、灯油をはじめ石油製品の需給や価格の動向などについて、情報や意見の共有を図っています。</p>

	<p>■ 総務部危機対策課</p>
<p>(3) 災害時緊急避難所における暖房施設及び燃料確保状況の実態調査を行い、情報公開を行うこと。 2012年の登別・室蘭地区の豪雪による大停電の教訓から、冬場の災害時緊急時非難所の避難計画及び暖房器具と燃料・自家発電を十分確保するため、下記の実態について調査するとともに、道民に公開すること。</p> <p>①緊急時避難所の「避難計画」の有無について ②緊急時避難所の暖房器具確保状況について ③緊急時避難所の暖房燃料の確保状況について ④緊急時避難所の自家発電装置及び自家発電用燃料確保状況について</p>	<p>○ 災害時において、住民の生活を確保するための食糧その他の物資の確保や応急対策活動を円滑に行うための資機材等の整備に努めることは重要であることから、道では、災害対策基本法や北海道地域防災計画等に基づき、住民に身近な市町村に備蓄の推進を働きかけるとともに、民間企業等と食糧・飲料・生活物資の供給に関する協定を締結するなど備蓄・調達体制の整備に努めています。</p> <p>○ なお、市町村の備蓄等については、地域の実情なども踏まえ、各市町村において推進しておりますが、今後とも、市町村の備蓄の働きかけに努めてまいります。</p>
<p>(4) 災害時避難勧告の発出にあたり、関係自治体との連携を十分に深めること。</p>	<p>○道では、これまでも、災害発生のおそれがある場合、例えば、避難勧告発令を判断する上で重要な土砂災害警戒情報については、その発表前に市町村へ事前に情報提供するなど、総合振興局・振興局から必要な情報提供や助言を行い、市町村の避難対策の支援を行っているところです。</p> <p>今後、市町村とより一層の連携強化に努め、避難対策の支援に取り組んでまいります。</p>
	<p>■ 経済環境・エネルギー室</p>
<p>(5) 北海道条例第 108 号「省エネルギー・新エネルギーの促進条例」の周知徹底及びこの間の進捗状況を検証すること。また、本道の自然条件を生かした、地産地消型のエネルギー政策を着実に進めること。</p>	<p>○ 道では、「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」に基づき、省エネ・新エネ施策の総合的かつ計画的な推進を図るため行動計画を作成し、毎年度、関連施策の重点的な取組分野を展開方針として取りまとめるとともに、その取り組み結果らついて取りまとめ公表しています。</p> <p>○ さらに、本年 3 月には、本道が有する、豊かな新エネルギーのポテンシャルや、新技術の実証フィールドの適地といっ</p>

	<p>た可能性を最大限に活かすため、必要な条件整備と導入目標を示した「新エネルギー導入拡大に向けた基本方向」を策定したところです。</p> <p>○ 道では、これまで、それぞれの地域の特色ある新エネルギーの導入を促進するため、市町村や企業などに対し、賦存量に関する情報や導入検討マニュアルなどを提供するとともに、事業可能性調査や地域におけるモデル的な導入など、計画策定から導入まで、段階に応じた支援に努めてきたところです。</p> <p>○ こうした取り組みに加え、今年度、新たに、北海道に豊富に賦存する地熱やバイオマスに関するセミナーの開催や、地域の問題解決に向けた専門家の派遣などを実施しており、これらを通じ、地域の特性や取り組みの熟度に応じたきめ細やかな支援に努め、地域が主体となった新エネルギーの導入を促進してまいります。</p> <p>○ 道としては、北本連系設備をはじめとした電力インフラの強化などについて、引き続き、国に働きかけていくとともに、地域の関係者や企業の皆様と連携しながら、エネルギーの地産地消の推進や新技術の実証・開発などを通じ、省エネルギーの推進と新エネルギーの開発・導入の促進に取り組んでまいります。</p>
	<p>■ 経済部環境・エネルギー室、保健福祉部福祉援護課</p>
<p>(6)大幅な電気料金の値上げは、個人の暮らしは勿論、企業活動にも多大な影響を与えることから、慎重な対応と情報提供を事業者に求めること。 また、低所得者向けの支援策を検討すること。</p>	<p>○ 今回の電気料金の値上げは、昨年に続く二度目の大幅な値上げであり、道民生活や道内経済に与える影響は深刻なものと考えています。</p> <p>○ 北電では、国からの指示を受け、激変緩和措置として経営効率化の成果を需要家の皆様へ還元するため、来春 3 月までの間、負担軽減を行うこととしていますが、道としては、北電においては、道民の皆様や事業者の方々の厳しい声を真摯に受け止め、引き続き、経営の合理化や効率化に不断に取り組むとともに、道民の皆様に丁寧な説明を尽くすべきと考えているところであり、知事より北電社長に対し、この旨伝えたところです。</p>

	<p>○ 道では、この度、「中小企業のコストアップ対策」と「社会的弱者対策」を柱とした「電気料金再値上げ緊急対策」を取りまとめたところであり、道内事業者や道民の方々が、この難局を何とか乗り切っていけるよう、引き続き、全力で取り組んでまいります。</p> <p>○ 低所得者への支援として、道では、これまでも低所得者の高齢者世帯や母子世帯等に、燃料等の冬期間の増嵩経費への助成を行う市町村に対し、「地域づくり総合交付金」により支援してきたところです。</p> <p>○ 今般、灯油価格が高止まりしている状況に加え、今月からは電気料金の値上げも実施されたことから、低所得世帯の負担軽減を図るため、今年度の交付基準を 1.5 倍に引き上げるとともに、交付下限額を撤廃し、より多くの市町村において、福祉灯油事業が実施されるよう制度の見直しを行ったところです。</p> <p>○ また、国に対しては、10月21日に引き続き11月10日及び11月18日に、低所得者の高齢者世帯や障がい者世帯等の経済的負担軽減を図るため、灯油購入費や電気料金等の経費に対し助成するなど、必要な措置を講ずるよう要望を行ったところです。</p>
--	---